

野洲市 トライアル・サウンディング実施要領

1. 制度概要

トライアル・サウンディング(以下、「本制度」という。)とは、公共空間(公共施設・公園・市有地等)の利用を希望する皆さまの提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。利用後、課題をフィードバックし、公共空間等の今後の活用方針に活かしていくため、市は公共空間に対する市場性やニーズ等、また利用者は使用感や採算性、実施内容に対するニーズ等を把握できる取組のひとつです。

2. 趣旨目的

実施場所については、野洲駅南口周辺整備事業としてエリア一体でのにぎわい創出を目指し、整備を進めています。野洲駅南口市有地(A ブロック)については、市民広場を想定して整備を進めていきますが、立地ポテンシャルや本格的な利活用に向けた方向性や運営方針等の設定、計画等の策定に係る基礎情報を収集することを目的とします。

また、「イベントをやりたいが場所がない。」や「駅前の立地を活かしてこんなことをやってみたい。」といった思いを持った市民団体や事業者等が活用を実現できる場を提供することで、実利用を通じてイベント等のニーズ、採算性等を検証、把握していただきたいと考えています。

3. 実施場所

名称:JR 野洲駅南口市有地 A ブロック
所在地:野洲市小篠原 2203-1、2210-15、2199
面積:約 5,400 ㎡

上記の実施場所の近隣に駐車場用地として利用できる市有地(B ブロック)を準備しておりますので、利用希望者は申請時にお申出ください。駐車場の利用については、「13.利用等にあたる留意事項(5)駐車場について」をご確認ください。

4. 実施期間及び利用可能時間

(1) 実施期間(予定)

令和8年4月 15 日から令和9年3月 31 日まで
※上記期間は、市の都合により短縮や延長の可能性あります。
※実施期間のうち、本市の事業実施日を除く(ホームページ等で公表予定です。)

(2) 利用可能時間

原則、午前9時 00 分から午後5時 00 分まで(準備・撤去含む。)

5. トライアル・サウンディングの流れ(手続)

1	事前相談・現地確認(任意)	希望される場合は、電話もしくはメールにてご連絡ください。
---	---------------	------------------------------

2	利用申請	利用希望者から利用に必要な申請を行う。 利用の申請にあたっては、「7.申請方法」に準じて行ってください。
3	申請内容審査	申請内容が本実施要領に基づいた内容であるか、市で審査します。
4	使用許可	本制度の趣旨目的や申請資格等を満たしている場合に使用許可書を発行します。
5	実利用	申請内容に基づく利用の実施してください。
6	利用後調査(利用実績報告)	終了後に行います。

6. 申請資格

(1) 申請者の条件

- ① 申請者は、利用した場合に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた市民活動団体や任意団体法人、又は法人等であること。
- ② 複数の団体や法人の共同体等、グループで申請する場合は、全ての構成員とその役割を明確にすること。

(2) 要件

申請者は、以下に掲げる要件に全て該当する必要があります。なお、要件該当の基準日は、それぞれの申請期間終了日時点で判断するものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ② 野洲市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 22 号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、暴力団の関係者と関係を有しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 野洲市建設工事等入札参加停止基準及び野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に規定する入札参加停止の措置を受けていない者であること。

7. 申請方法

(1) 申請期間(予定)

それぞれの利用希望日において、申請期間を設けます。申請期間終了後にも利用希望日に空き日程がある場合は、随時申請を受け付けます(利用希望日の2週間前まで受付)。

なお、以下に掲載する日程は、当実施要領公表時点での予定であり、変更となる場合がありますので、市ホームページで最新情報をご確認ください。また、除外日についても同様に市ホームページにて公開します(原則として申請期間日より前に掲載します。)

	利用希望日(予定)	申請期間(予定)
①	令和8年4月15日～令和8年6月30日	令和8年3月16日～令和8年4月6日
②	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和8年4月20日～令和8年4月30日
③	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和8年7月21日～令和8年7月31日
④	令和9年1月1日～令和9年3月31日	令和8年10月19日～令和8年10月30日

※複数日の利用を希望されており、利用希望日が跨ぐ場合は改めて申請してください。

※掲載している利用希望日は当実施要領公表時点の予定であり、利用日希望日の全日程が空いていることを確約するものではありません。

(2) 申請方法

「14.申込先・連絡先」に記載の窓口まで持参又は郵送にて提出してください。提出にあたっては、以下の内容にご留意ください。

- 窓口への持参の場合は、市役所の開庁時間内のみ受付します。なお、開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、6月より変更予定のため、市ホームページ等で最新情報をご確認のうえ、ご対応ください。
- 郵送の場合、申請期間終了日までに到着したものに限り受付とします。また、郵便事故等については、申請者のリスク負担とします。

なお、提出された書類は、本制度の運用以外の目的で申請者に無断で使用することはありません。また、提出された書類は返却しません。

(3) 提出書類

- ① 行政財産使用許可申請書(Aブロック、駐車場)
- ② 行政財産使用料減免申請書(Aブロック、駐車場)
- ③ 参加希望者概要書
- ④ 利用計画書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ その他、市が求める書類

(4) 申請にあたっての留意事項

- 申請については、それぞれの申請期間中につき1回のみとなります。(年間で最大4回の申請、利用)
- 申請時までには除外日が公表されていない場合においても、市のイベント等の開催により日程の変更等をお願いすることがあります。
- 先着順ではなく、申請期間終了時にとりまとめ、利用日に重複があった場合には、別資料のフロー図(野洲市トライアル・サウンディングにおける利用日重複時の利用者決定フロー)に基づき、利用者を決定します。なお、決定されなかった申請者については、空き日程への変更相談を受けるものとします。

8. 利用料

無料をご利用いただけます。

9. 利用要件

(1) 利用の内容

利用の内容は以下のいずれも満たす内容とします。

- 当該地の整備方針に基づき「市民広場」としての活用を前提としての利用方法であること。
- 市民等の来訪者のサービス及び利便性の向上に資するものであること。
- 利用者自身が責任をもって実施でき、市への協力(人的、市所有の財産使用、財政負担)を求めない内容であること。

(2) 禁止事項

- 公序良俗に反するもの
- 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
- 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- その他、本市が制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 利用の期間

利用期間は、最短1日～最長9日間とします。なお、利用は、連続した日とします。

10. 申請内容審査

申請を受け、申請資格及び利用要件を満たしているかを審査します。審査に伴い、市がヒアリング等を行う必要があると判断した場合は、申請者はそれに応じることとします。また、審査には最大1週間程度要する場合があります。

11. 使用許可

審査を通過した申請者には、行政財産使用許可書(許可書)を交付します。なお、許可書を発行した場合においても、その後の状況(申請資格を満たさない等)により許可を取り消す場合があります。なお、取消しに伴い生じた損害について、市は一切の責任を負わないこととします。

12. 利用後調査

利用期間終了後1か月以内に、本市に対して利用に係る実績報告書を必ず提出することとします。期限内に提出のない場合は、本制度における次回以降及び類似制度の活用における申請を受付しないものとします。

13. 利用等にあたる留意事項

(1) 利用中止について

- 申請した利用内容に反する等、本制度の趣旨目的から逸脱し、市からの警告等に対して

改善が見られない場合は、利用を中止することがあります。

- 地震、風雨災害等の発生又は発生が予見され、利用者及び来場者等の安全確保ができないと判断した場合は、市が中止を命令することがあります。
- 中止となった場合に生じた損害について、状況等に関わらず市は一切責任を負わないものとします。

(2) 費用負担について

- 利用にあたって必要となる一切の費用は、すべて利用者の負担とし、市に負担を求めないこととします。

(3) 設備について

- 電気をはじめ、インフラ関係設備はありませんので実施に必要なものは各自でご準備いただくようお願いします。

(4) 施設管理について

- 利用に伴い発生した廃棄物は全て利用者が処分するものとします。
- 敷地内の安全管理は全て利用者の責任で行うものとし、事故の無いよう万全の体制で事業を実施するものとします。
- 飲食提供や火器の使用等において、関係機関への申請を要する内容の実施については、関係法令等を確認し、利用前に利用者自らが責任をもって行うこととします。
- 利用終了時には、利用前の状態に原状回復することとします。

(5) 駐車場について

- 駐車場利用を希望される場合、近隣市有地(B ブロック)を使用することができますので申請時にお申出ください。なお、利用にあたっては無料となりますが、原則土日のみの利用に限定されること及び市の事業等での利用により利用不可となる場合があります。
- 周辺道路への路上駐車は一時的であっても禁止します。
- 駐車場を利用される場合は、利用者の責任で誘導員を配置する等の安全対策をすることとします。
- 駐車場利用における駐車場内の事故や盗難等について、市は一切の責任を負わないものとします。

(6) その他

- 利用者は実施内容について、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクを負うこととします。
- 市のホームページ等において、実施概要や結果等を公表することがあります。また、実施状況の写真を撮影することがあります。
- 利用に係る事故(火災や食中毒等)や苦情等のトラブルは、利用者の責任において対処してください。そのため、事故防止に万全を期すとともに、必要に応じて対応保険等に

加入するようにしてください。

- 利用時に不測の事態が発生した場合、即時に市に報告してください。
- 利用において知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- 本制度への参加実績は、今後の実施場所等での公募等に際し、優位性を持つものではありません。
- 当制度での許可に関する一切の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

14. 申込先・連絡先

担 当 課:野洲市 政策調整部 やす未来創造課

住 所:滋賀県野洲市小篠原 2100 番地1 本館2階

電話番号:077-587-7001(直通)

E-mail:miraisouzou@city.yasu.lg.jp